

# 東よか干潟

ひがしよかひがた

佐賀県佐賀市



①干潮時の海苔養殖風景

[登録番号] 2234

[登録年月日] 2015年5月28日

[面積] 218ha

[湿地のタイプ] G: 潮間帯の泥質、砂質、塩性干潟

[保護の制度] 国指定鳥獣保護区特別保護地区  
[国際登録基準] 2、4、6

## 湿地の概要

東よか干潟は、佐賀県の南部にある有明海の湾奥部北岸に位置し、嘉瀬川、本庄江、八田江の河口及びその周辺の海岸に発達する泥の干潟である。ムツゴロウやワラスボ、シオマネキなどの有明海泥干潟特有の生きものが豊富に生息し、地域特有の伝統的な漁法(タカッポ、むつかけなど)による漁業が営まれている。また、すぐ沖合には、販売額、販売枚数ともに日本一を誇る佐賀海苔の養殖漁場が広がっている。

熊本県、福岡県、佐賀県及び、長崎県に

囲まれた有明海は、日本最大の干満差(最大約6m)を持つ内海である。外海から内海へ約100kmも進入する細長い形状で、海としては閉鎖性が高いが、多くの河川から栄養分に富んだ大量の土砂が流れ込む。これらの土砂は満ち潮に巻き上げられ、潮流に乗って湾内を反時計回りに還流し、満潮時の海水の静止により堆積し、引き潮になると取り残されて干潟を形成する。有明海には現存する日本の干潟の総面積の40%に相当する干潟が存在しており、非常に貴重な環境である。



## 湿地にかかわる動植物

東よか干潟は、ズグロカモメ、クロツラヘラサギ、ホウロクシギなどの絶滅危惧種を含む水鳥の国内有数の渡りの中継地、越冬地となっている。また、環境省が実施しているモニタリングサイト1000シギ・チドリ類調査において、渡来数は全国一位を誇り、2020年の春期の最大個体数は1万4,763羽であった。

海岸沿いに広がる希少な塩生植物シチメンソウの群生は国内最大であり、秋には美しく紅葉し、晩秋における有明海の風物詩となっている。また、遊歩道からは、引き潮時に無数のカニやトビハゼなどが観察できる。春・秋の渡りの時期には、数

千羽のシギやチドリが干潟の上空を乱舞し、一心不乱に餌をついばむ姿は壮観である。



④シチメンソウの紅葉



②クロツラヘラサギ



③ムツゴロウ

## 保全・管理の取組

東よか干潟の保全やワイズユースを進めていくために、東よか干潟の目指すべき将来像を「未来につなぐ 湿地と私たちの持続可能な暮らし」と掲げ、それを実現するために、「保全・再生」:“佐賀の誇りを未来へ”、「ワイズユース」:“干潟の恵みを実感”、「交流学习」:“学び、つながり、広げる”を基本方針とした「東よか干潟環境保全及びワイズユース計画」を2018年に策定。

具体的な取組を体系化し、地域、漁協、農協、商工会、大学、野鳥の会、NPO等に

より構成する「東よか干潟環境保全及びワイズユース検討協議会」が推進力となり、野鳥のモニタリング、底生生物調査、植生調査等の環境調査によるデータの蓄積・評価、海洋プラスチックごみを含む海岸漂着物対策、「森・里・川・海」が一体となった干潟の環境保全対策など、干潟環境の保全の戦略的取組を推進している。また、毎年春と夏には、企業やボランティアなど様々な主体により千人規模の海岸清掃活動が行われる。



⑤東よか干潟ビジターセンター(ひがさす)



⑥野鳥観察

## ワイズユースの取組

東よか干潟周辺の圃場で収穫される「シギの恩返し米」は、干潟の生きものに配慮した持続可能な農業を取り入れた新たな農法により栽培されており、高付加価値農産物として地域振興に資するだけでなく、人と自然との永続的な共生を育むブランド米として高い評価を得ている。

また、干潟の価値や重要性を多くの人が体感し、学び、つながり、広げていくことが大切である。現地では東よか干潟の

価値や魅力を伝えるボランティアガイドが活躍している。小中学生の環境学習の場、高校や大学における調査・研究の場としての利用も進められている。

2020年10月には、東よか干潟や有明海の自然環境及び生物多様性の保全と地域振興にも資する施設として東よか干潟ビジターセンター(ひがさす)が開館し、観光や学習利用をはじめ、様々な主体の活動の拠点として多くの人に利用されている。



⑦シギの恩返し米

## 関連自治体

佐賀市役所 ☎0952-40-7202

## 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。[https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland\\_Type.html](https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html)

## 国際的に重要な湿地の選定基準

基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。

基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。

基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。

基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注)魚介類: 魚、エビ、カニ、貝類

## 東よか干潟(ひがしよかひがた)

発行: 環境省自然環境局野生生物課 編集協力: 日本国際湿地保全連合 デザイン: 安部彩野デザイン事務所

写真提供: 環境省(①)、佐賀市(②~⑦)

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なくして全部あるいは一部を複製することができます。

参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なくしての商業利用を禁止します。

2023.03